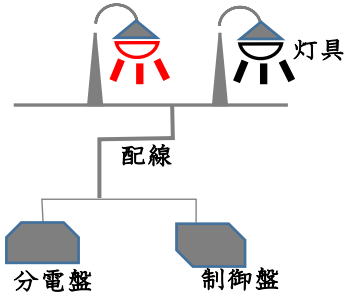


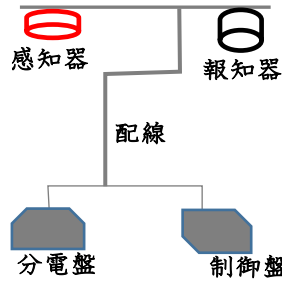
# 維持管理と新設・改築 の違い

## 園内街灯の更新(LED)

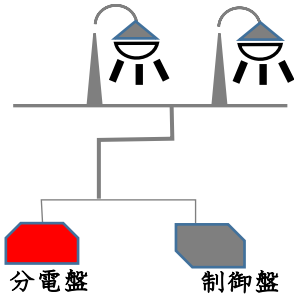


1. 部品の交換

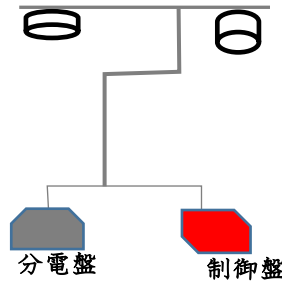
## 火災報知設備の更新



維持管理

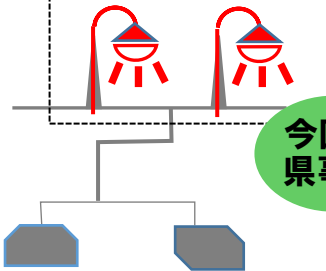


2. 設備(分電盤、制御盤等の個別設備単位でも可)全体を作り直す

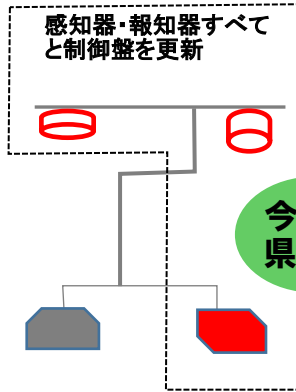


新設・改築(建設事業)

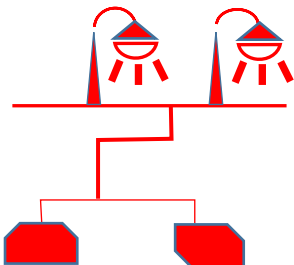
照明設備をすべて更新



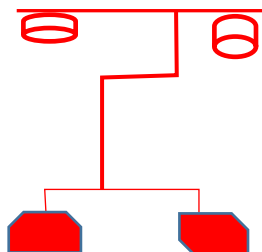
感知器・報知器すべてと制御盤を更新



国庫補助対象



3. 新設  
又は  
全面作り直し



## 公園施設長寿命化対策支援事業の交付対象について

### 【参考】

#### ○総論

予防保全型管理を行う施設に位置付けられる施設については、既存の公園施設の全部を新しく作り直す事業の他、長寿命化対策として実施する公園施設を構成する部材（支柱、梁、屋根等）の交換（ライフサイクルコストの縮減に寄与（遊具は除く）する大幅な部材の交換）については交付対象とする。ただし、日常の維持管理に相当する消耗材（使用することで摩耗・劣化し、一定期間で交換が必要な部品、部材）のみの交換、欠損箇所のみ部分的な修繕や塗装（コンクリートの表面被覆や屋根の防水対策も含む）の塗り替え等は交付対象としない。

長寿命計画において事後保全型管理を行う施設に位置付けられる施設については、更新年度までは維持保全（公園施設の日常的な維持管理として行う、清掃、保守、修繕）のみを実施する施設であるため、**既存の公園施設の全部を新しく作り直す事業（従前からの機能転換を含む）以外は当該事業の交付対象としない。**

また、事後保全型施設、予防保全型施設とともに、交付対象事業と一体的に実施する必要がある他の公園施設の整備（新設）や他の部材の取り換えについても、本事業の交付対象とする。

#### ○交付対象施設

当該事業の対象となる公園施設は、都市公園事業と同様、都市公園法施行令第 31 条各号に定める公園施設である。

※交付対象外となる施設の一例

- ・掲示板、標識（案内板はこれらに含まれる）
- ・売店、飲食店 など

#### ○公園施設を構成する部材の交換に係る個別施設における判断基準・留意事項

以下の施設については、総論、交付対象施設における基準の他、以下の基準を踏まえ交付対象事業を判断するものとする。

##### ①遊具

遊具における消耗材については、「遊具の安全に関する規準 JPFA-S:2008（日本公園施設業協会）」における定期点検表等を踏まえ、以下の部材とし、これらの部材の交換については交付対象としない。

- ・ぶらんこの吊り金具、チェーン、着座部
- ・スプリング遊具のスプリング
- ・回転ジャングルジムの軸受け
- ・ローラー滑り台のローラー
- ・ロープウェイのケーブル、滑車部、握り部、緩衝装置
- ・ネット（ロープ）クライマーのネット、ロープ
- ・シーソーの支点部、緩衝部
- ・すべり台の滑降部
- ・ボルト、ナット等の部品 など

## ②塗装

塗装(コンクリートの表面被覆や屋根の防水対策も含む)については、「総論」のとおり交付対象外であるが、公園施設を構成する部材全体の塗装を一般的な塗装から重防食塗装(例えば、一般社団法人日本鋼構造協会の「重防食塗装」において示される防食下地、下塗塗料、中塗塗料、上塗塗料で構成され、厳しい腐食環境において期待される耐久性が30年以上である等の条件を満たす塗装)へ変更する場合には交付対象とする。そのため、一般的な塗装による再塗装(素地調整を伴う塗装も含む)については交付対象としない。

## ③舗装

全面的な舗装の打ち替え(舗装材の転換も含む)については、既存の公園施設の全部を新しく作り直す事業として交付対象とする。切削オーバーレイ等の部分的な舗装の打ち替えについては、ライフサイクルコストの縮減に寄与する長寿命化対策として実施される場合には交付対象とする。欠損部分への舗装材の充填、区画線の引き直し、薄層オーバーレイ等の維持保全(修繕)については交付対象としない。

ブロック系舗装については、部分的な欠損部にアスファルト舗装等を充填する事業については維持保全(修繕)に含まれるものとして交付対象に含めない。また、ブロックの入れ替え等については、ライフサイクルコストの縮減に寄与する長寿命化対策として実施される場合には交付対象とする。

芝系舗装については、植栽に含まれるものであるため、部分的な芝の張り替えのみならず、全面的な芝の張り替えや客土の入れ替え等についても交付対象としない(他の舗装から芝系舗装への転換、芝系舗装から他の舗装への転換は交付対象)。なお、芝系舗装に限らず植栽管理(間伐、剪定等)についても交付対象としない。

## ④建築物・工作物

長寿命化対策として実施する部材の交換(使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する規模)については交付対象とするが、什器、建具、クロス等の備品や消耗材の交換については交付対象としない。

## ⑤機械設備・電気設備

設備(分電盤、制御盤等の個別設備単位でも可)全体を新しく作り直すことは、既存の公園施設の全部を新しく作り直す事業と同様であると見なし、交付対象である。

定期的に交換することが前提となる部品等の交換については交付対象としない。

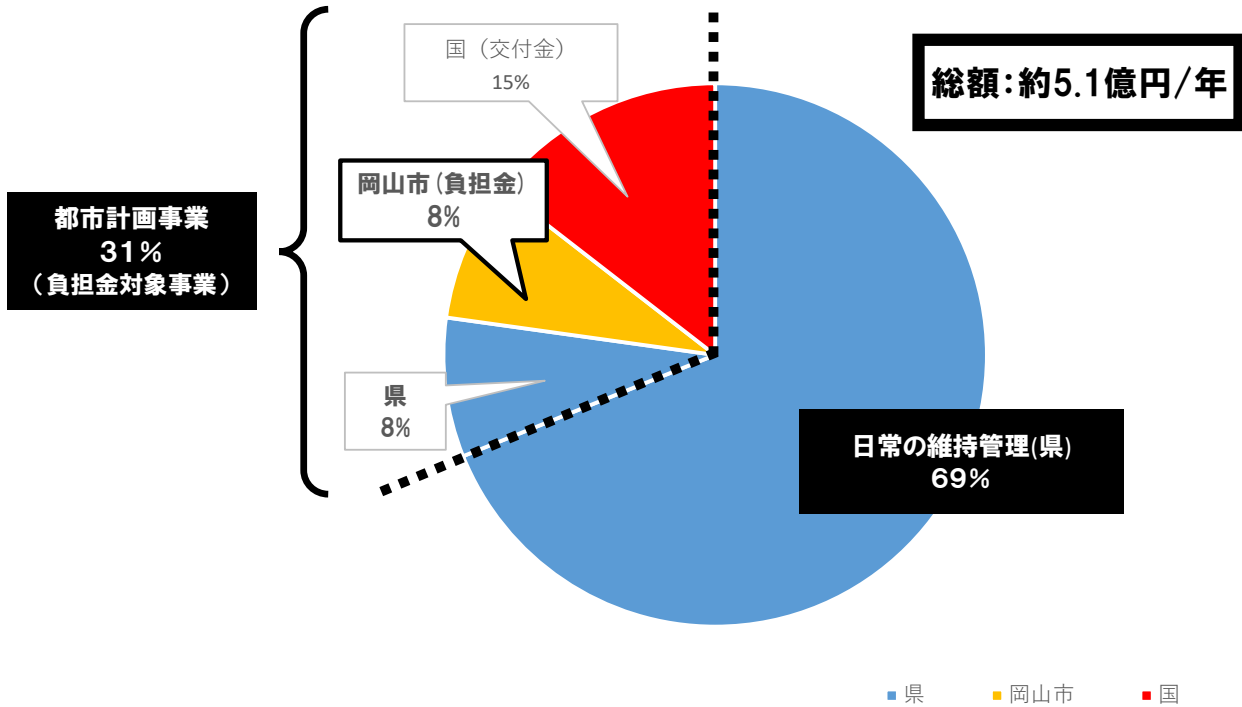
## ⑥給排水管・電線・排水溝など

長寿命化対策として実施する部材の交換(使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する規模)については交付対象とするが、バルブや継手等の部品交換については交付対象としない。

# 岡山県総合グラウンドに関する費用負担

## 1. 過去5年間 (H30-R4) の平均

国:県:市 = 15:77:8



## 2. 令和5年度分

国:県:市 = 17:75:8

